

仙台市が目指す **大都市** のあり方

～特別自治市制度の実現に向けて～

令和4年9月

まちづくり政策局政策企画課

はじめに

- ▶ 仙台市は、令和元年に市制施行130周年、政令指定都市・区制移行30周年を迎えました。
- ▶ 少子高齢化や人口減少、東京圏への一極集中が全国的に課題となっていることに加え、多発する自然災害や長期化する新型コロナウイルス感染症への対応など、行政課題は複雑化・多様化しています。
- ▶ 市民の皆さまや地域にとって、一番望ましい行政のあり方とはどのようなものかという視点から、地域の特性や実情を踏まえた目指すべき大都市の姿を構築していく必要があります。

目次

1. 指定都市制度が抱える課題
2. 新たな大都市制度「特別自治市」の創設に向けて
3. 近年の「国・自治体のあり方」見直し動向・議論
4. 本市をめぐる現状
5. 特別自治市の実現に向けた本市の取り組み

指定都市とは、地方自治法で「政令で指定された人口50万人以上の都市」と規定されている都市のことで、全国に20市あります。

▶ 特徴① 一般の市より多くの権限を持つ

- 指定都市は、地方自治法の「大都市特例」という規定によって、一般の市では都道府県が行う事務の一部も担っており、一般の市に比べて多くの権限を持っています。

▶ 特徴② 大都市特有の行政課題にも対応

- 指定都市は制度上、基本的には一般の市と同じ枠組みの中にもありながらも、大都市ならではの複雑で多様な課題を効率的・効果的に解決し、行政サービスを充実させることが求められています。

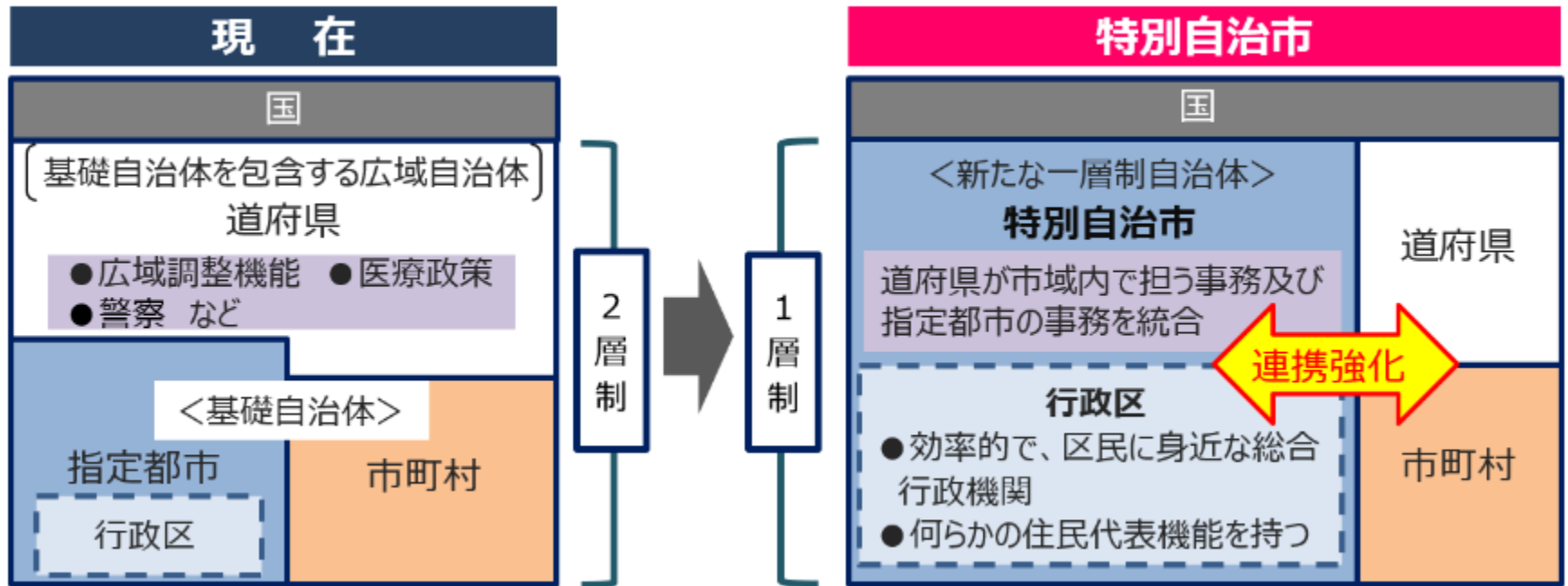
1. 指定都市制度が抱える課題 ②行政上・財政上の課題

指定都市制度は、道府県から独立した特別市制度を廃止する代わりに、一定の権限と財源を与える中間的な制度として暫定的に設定されたもので、行政上・財政上の課題があります。

- ▶ **課題①** 指定都市と道府県がそれぞれ同種の事務を処理
 - 指定都市と道府県との間で事務・権限が分かれていることにより、窓口の分散やいわゆる二重行政の問題など、非効率な状況が生じています。
- ▶ **課題②** 指定都市の役割・仕事量に見合わない税財源
 - 地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、大都市の特例事務に必要な財源については、税制上の措置が不十分です。

2. 新たな大都市制度「特別自治市」の創設に向けて ①特別自治市とは

指定都市市長会では、これらの課題を踏まえ、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、「**特別自治市**」**制度の法制化**など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を目指しています。



出典：指定都市市長会ホームページ
<https://www.siteitosi.jp/opinion/background.html>

特別自治市制度の創設により、次のような効果やメリットが考えられます。

▶ 効果① 住民の利便性が向上

- 国や道府県と指定都市で分かれていたり、類似したりしている事務を統合し窓口を一本化することにより、住民の利便性が向上します。

▶ 効果② 行政全体のコストを削減

- 国や道府県と指定都市で重複している事務を統合することにより、職員や経費の削減が可能となり、事務の効率化及び組織の簡素化を図ることができます。

▶ 効果③ 地域の実情に応じた柔軟性のある行政の推進

- 行政サービスを特別自治市単独で行うのか、広域自治体と共同で行うのか、基礎自治体の連携で行うのかなど、国の制度設計に拠ることなく、住民に最も身近な基礎自治体でもある特別自治市が大都市圏の実情に応じて柔軟に選択できるようになります。

▶ 効果④ 財政の自立

- 税源移譲により国税の一部並びに市域内の全ての地方税を特別自治市の歳入にすることにより、都市基盤の整備・更新や少子高齢化対策など、大都市特有の課題や行政需要への的確に対応できます。

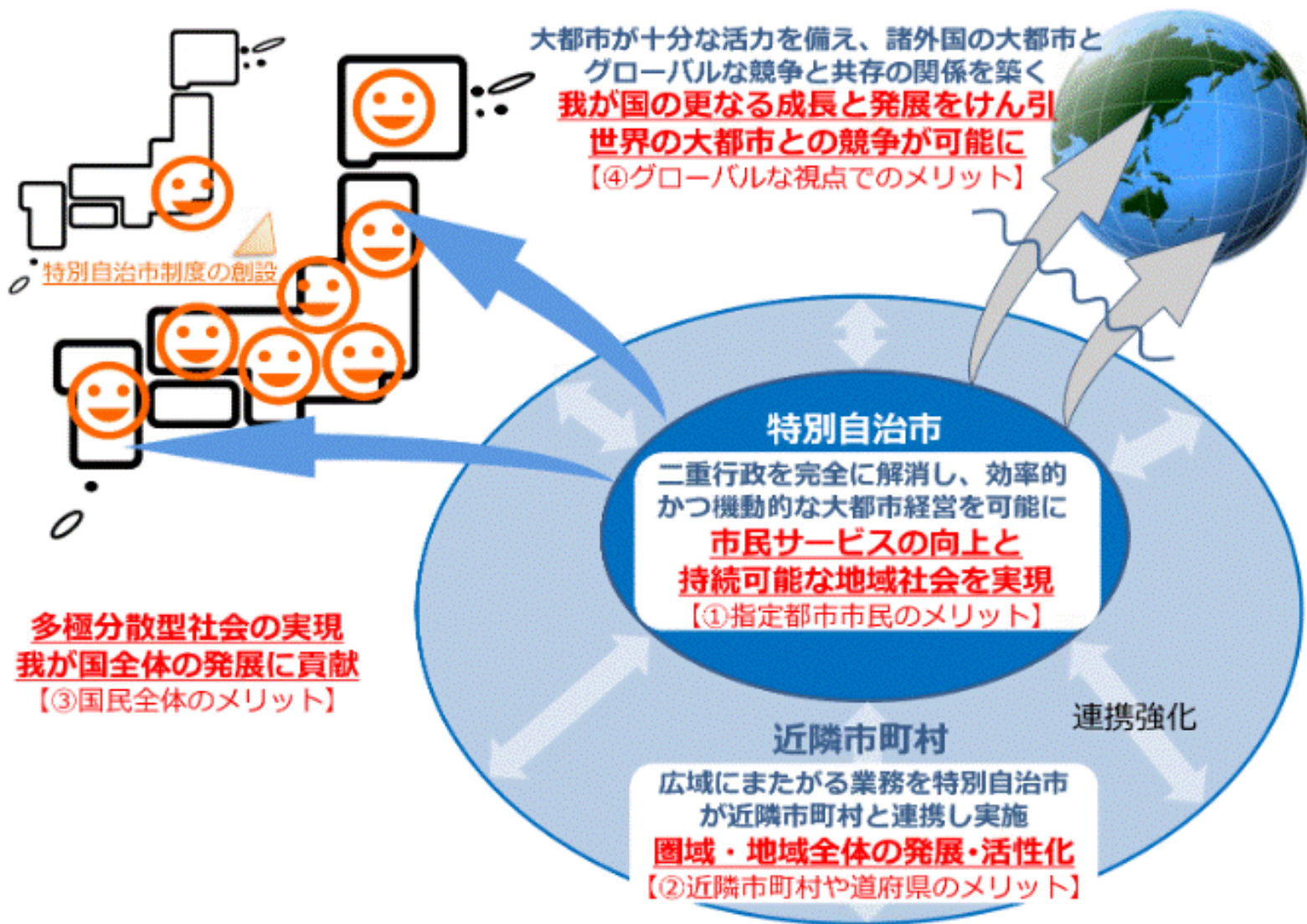
▶ 効果⑤ 日本全体の経済成長を牽引

- 特別自治市が市域の都市経営を一元的に担い、さらに周辺基礎自治体との連携を強めることにより、大都市圏が日本全体の経済成長を牽引するエンジンとなり、国民の生活を豊かにできます。

▶ 効果⑥ 東京一極集中の是正・大規模災害時のリスク分散

- 強化された大都市が、地域の核として全国に存在することで、日本全体の発展や大規模災害時のリスク分散につながります。

2. 新たな大都市制度「特別自治市」の創設に向けて ③効果のイメージ図



出典：指定都市市長会ホームページ

<https://www.siteitosi.jp/opinion/background.html>

3. 近年の「国・自治体のあり方」見直し動向・議論

主な国の動向

- ▶ H22年6月: 「地域主権戦略大綱」閣議決定
条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、地方税財源の充実確保、地方政府基本法制定、自治体間連携（道州制含む）などを提示
⇒ H24年11月、同趣旨の「地域主権推進大綱」閣議決定
- ▶ H24年9月: 「道州制基本法案（骨子案）」を公表【自民党政権】
⇒ 地方六団体と意見交換、H26年2月最終修正
- ▶ H28年4月: 総合区制度、指定都市都道府県調整会議の導入（改正地方自治法施行）

地方制度調査会の答申

（以下「地制調答申」とする）

- ▶ H18年2月: 第28次地制調答申
「道州制のあり方」を提示

- 現都道府県区域をベースに9・11・13道州の3案を提示
- 都道府県事務は大幅に市町村に、国事務はできる限り道州に移譲

「特別自治市」と骨格は同じ
(人口要件がある点は異なる)

- ▶ H25年6月: 第30次地制調答申

- 特別市（仮称）の検討に言及: 一層制の自治体。人口200万以上とするなど一定以上の人口都市に要限定とした。
- 併せて、警察事務など移譲事務の検証、財政調整（税源格差の是正）の在り方など、課題を提示
- 総合区制度、指定都市都道府県調整会議の導入を提言

国において特別市（仮称）の検討がなされるよう、

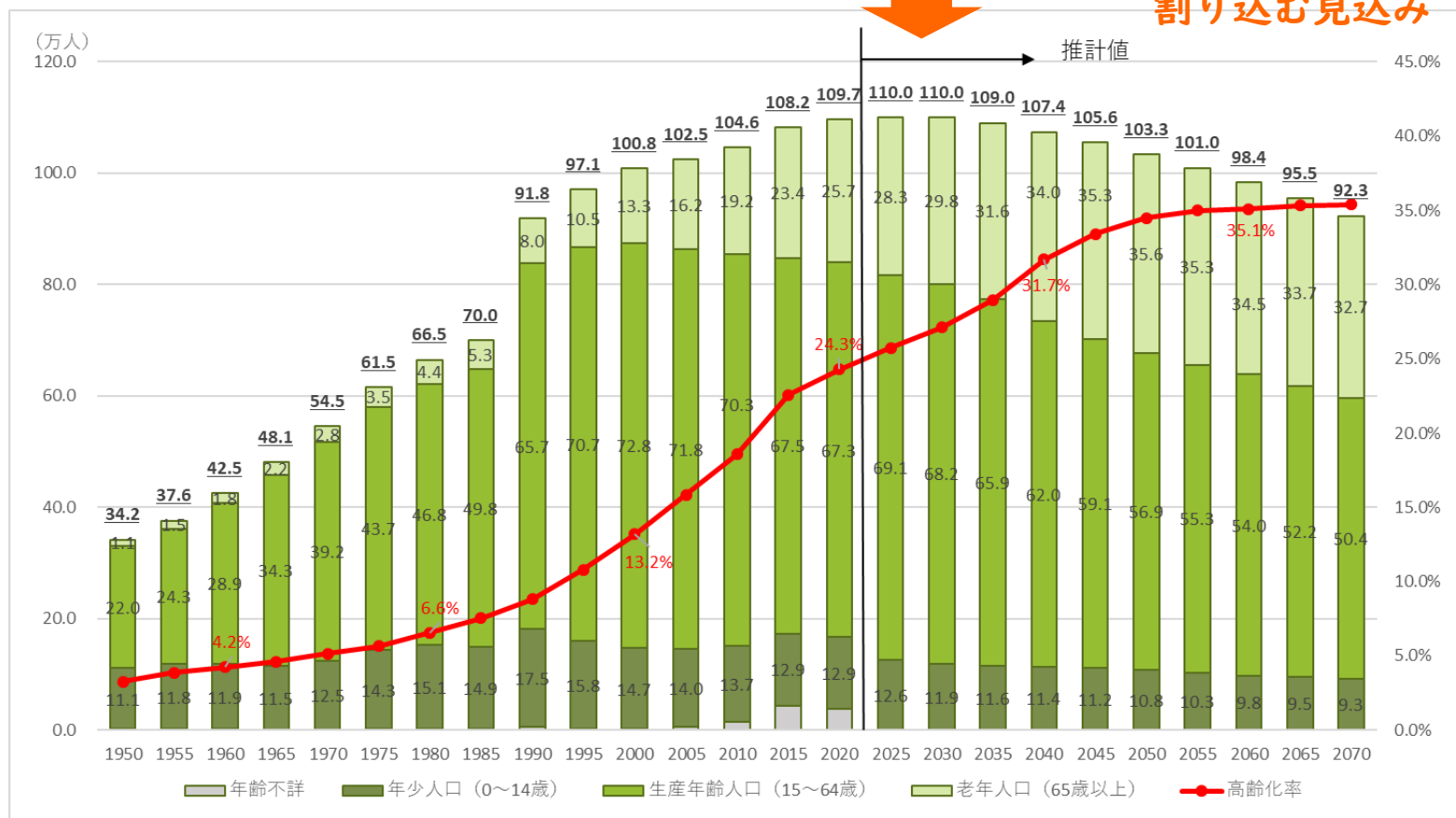
指定都市市長会と連携しながら国などへ法改正を求める要請が必要

4. 本市をめぐる現状

人口推計・高齢化率

人口ピークは
2025～2030年の間

2055年頃に100万人を
割り込む見込み

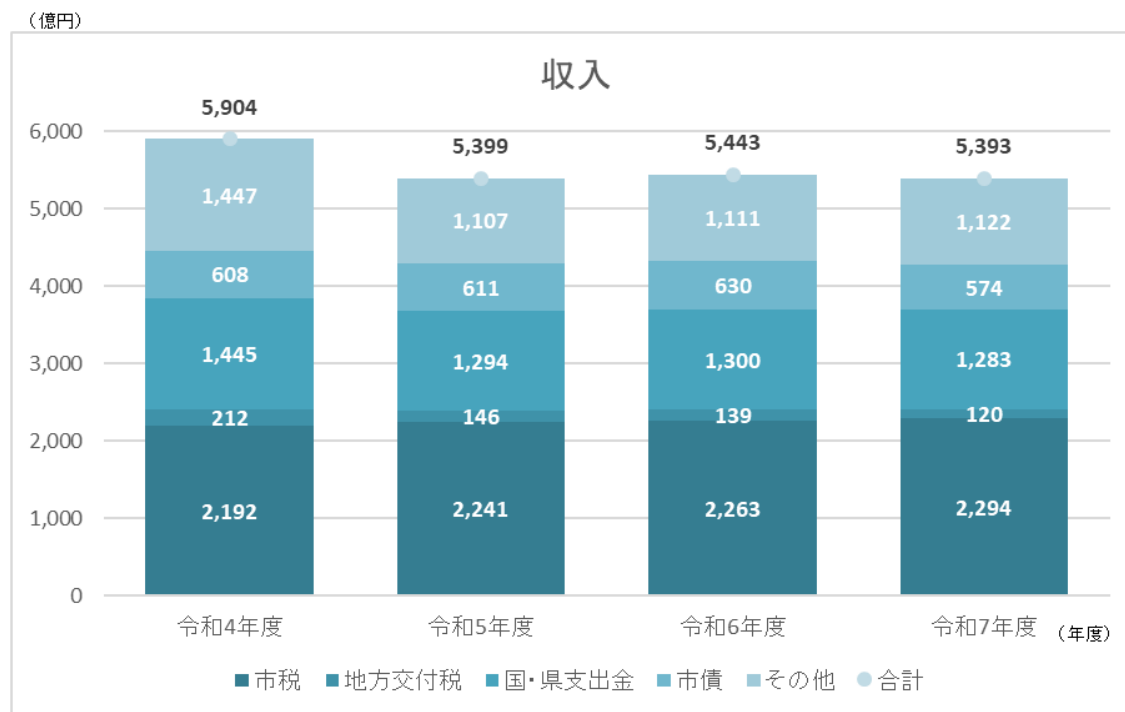


出典：2020 (R2) 年までは「国勢調査結果（総務省統計局）」、2021年以降は仙台市まちづくり政策局資料。
 注：2020 (R2) 年10月1日時点の国勢調査結果をもとに、コーホート要因法により本市が独自に推計。
 合計特殊出生率及び社会移動率については、過去の傾向を勘案し、それぞれ1.26で一定で推移、および年1.13%ずつ減少するものと仮定。

4. 本市をめぐる現状

今後の収入（普通会計）の見通し

※令和4年度当初予算編成時点



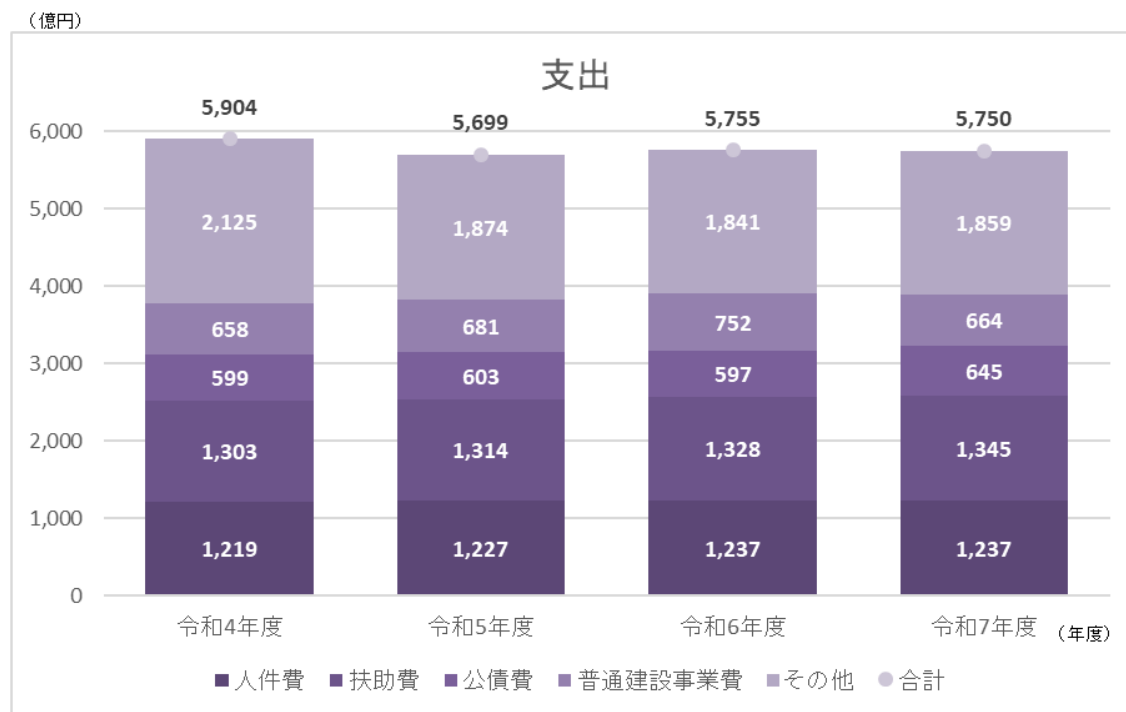
出典：仙台市財政局資料（みんなの財政のミカタ令和4年度予算版）より作成

▶ **市税収入の緩やかな増加**が見込まれる一方、連動する形で普通交付税は減少する見通しです。そのほかの財源については、歳出事業と連動して推移する見通しです。

4. 本市をめぐる現状

今後の支出（普通会計）の見通し

※令和4年度当初予算編成時点



出典：仙台市財政局資料（みんなの財政のミカタ令和4年度予算版）より作成

▶ 高齢化の進展等により社会保障関係費が増加するとともに、インフラを含む公共施設の長寿命化対策及び更新にかかる経費が増加する見通しです。収支差の拡大が見込まれます。

4. 本市をめぐる現状

環境・状況

- 県の中央を横断する市域
- 仙台市に企業・労働力(税)が集中
- 県域のみならず東北全体を牽引する立場
- 基礎自治体としてのみならず、総合力をもった大都市

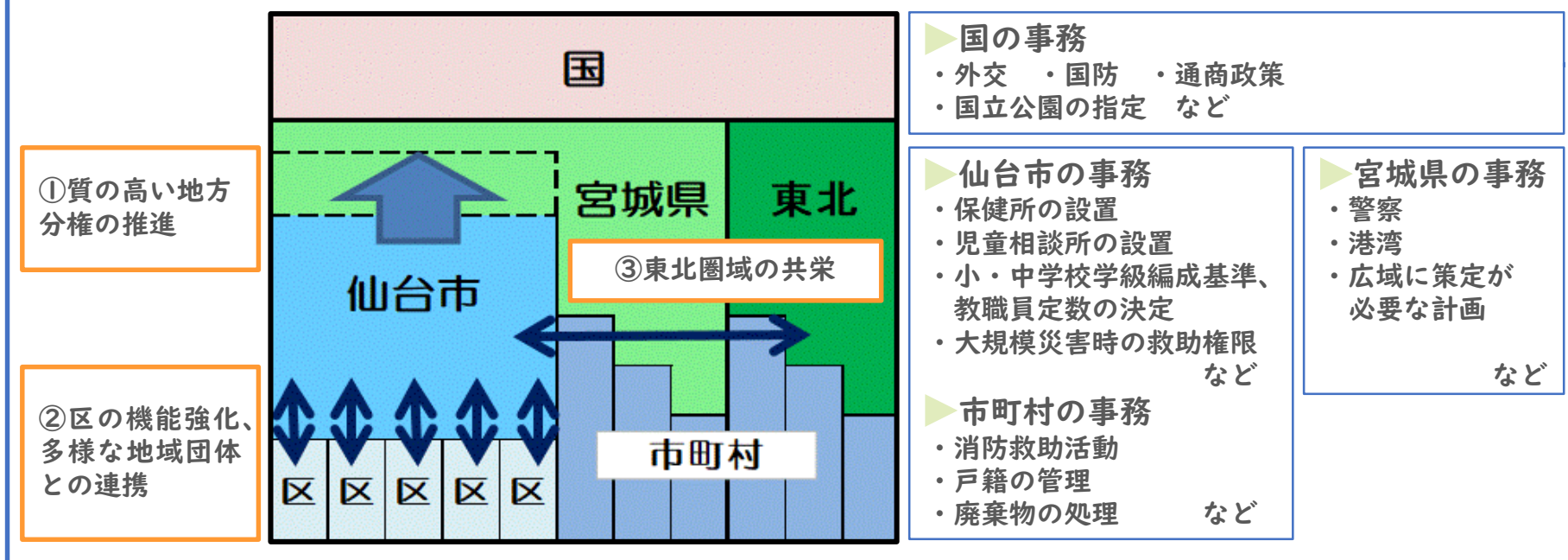


本市として大都市制度のあり方を 検討する際の着眼点

- 住民目線で課題を把握し、地域に応じた施策が展開できること
- 東北の中で唯一の政令指定都市であること
- 更なる事務権限の移譲を推進すること
- 事務に見合った税財源の確保をすること

5. 特別自治市の実現に向けた本市の取り組み

仙台市が目指すべき大都市のあり方（イメージ図）



▶ 取り組み① 特別自治市制度の法制化に向けた活動

- 指定都市市長会と連携しながら、国などへ法改正を求める要請を行うとともに、様々な機会を捉えて制度理解の促進に努めます。

▶ 取り組み② 本市主催イベントで広報物を配布

- 市民の方が参画するイベントで広報物を配布するなど、これまで以上に分かりやすい広報を行います。